

市民参加実施予定シート

担当課：指導課（いじめ防止相談対策室）

予定
令和7年10月1日時点

（1）市民参加の手続の実施予定について

事業 タイトル	教育委員会におけるいじめ防止に対する取り組み	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・いじめ問題に対する教育委員会の姿勢を示すことができる。 ・いじめ問題への対策のために学校、保護者、市民が行うことを示すことができる。	
正式名称	流山市いじめ防止基本方針	<デメリット> ・特になし。		
概要	前回（令和4年5月）の改定以降、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が令和6年8月に改訂され、本市でも令和7年2月に「流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針」を施行していることから、左記のガイドライン及び公表方針の内容を盛り込むとともに、令和4年5月以降に行なったいじめ対応を通じて培った経験や知見を盛り込むことで、より実効性のある基本方針に改めるもの。		上位計画 の有無	有（県）

（2）市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り（ ）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		（1）軽易なもの	
（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		（2）緊急に行わなければならないもの	
（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの	
（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由	
（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合			

（3）市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）							
実施方法	実施予定期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由		
複数実施	審議会等	R7/6月～R8/1月で4回程度	審議委員（専門家）	1020497	流山市いじめ対策調査会	素案を専門的見地から審議し、素案に対する有用な意見を聴取できると考えたため。	
	その他（アンケート調査）	R7/5月～R7/7月	市内市立小中学校児童生徒及び教職員	－	アンケート照会	いじめに直接関係し得る立場にある市内市立小中学校の児童生徒及び教職員から素案に対する意見を聴取することで、実効性のある方針とできると考えたため。	
	その他（アンケート調査）	R7/8月	市内市立小中学校保護者	－	アンケート照会	いじめに直接関係し得る立場にある市内市立小中学校の保護者から素案に対する意見を聴取することで、実効性のある方針とできると考えたため。	

（4）市民参加のスケジュール（予定）

令和6年度		令和7年度												令和8年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
					審議会（素案審議・修正案承認など）										
				基本方針改定素案作成	←	→								流山市いじめ防止基本方針の改定版施行	
				児童生徒・教職員アンケート照会	←	→	保護者アンケート照会							令和8年度学校いじめ防止基本方針の作成	令和8年度学校いじめ防止基本方針施行

（5）当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
パブリックコメント	令和7年7月1日	改定案に対して保護者からより多くの意見をいただくため、当初予定していたパブリックコメントではなく、「匿名での回答が可能なアンケート」により改定案に対する意見聴取を行うこととし、全保護者に対してスキップメールで配信した。			
改定予定期	令和7年7月1日	本方針の内容が令和8年度の学校いじめ防止基本方針に反映されるよう、改定時期を令和8年4月から令和8年1月に前倒しした。			